

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
「山の湊」しんしろ活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
愛知県、新城市

3 地域再生計画の区域
新城市の全域

4 地域再生計画の目標
(1) 地域の現況

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、豊かな自然、そして興味深い歴史の魅力あふれた「奥三河」(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)の玄関口である。

市の面積は、499.00 k m²(県土全体の9.7%)、人口は約5万人(平成25年10月1日現在:県人口の0.7%)であり、東は静岡県に接しており、都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が奥三河地域の中では最も高く、製造業、卸売・小売業・飲食店及びサービス業への就業者が多くみられるなど産業、商業、文化、教育などの拠点機能が集積している。

また、新東名高速道路の新城インターチェンジ(平成28年2月開通)及び三遠南信自動車道の鳳来峡インターチェンジ(平成24年3月開通)や東栄インターチェンジ(仮称)(平成30年度 佐久間インタ - チェンジ(仮称)との間開通予定)の建設により高速交通体系の整備が強力に進められており、今後、県内外からの人や物資などの交流が大きく進展する。

(2) 取組みの背景

新城市は、林業の低迷とともに過疎化と高齢化が進行しており、平成22年の地域内の人口は、平成17年に比べて3.9%減少している。(H17年:53,807人、H22年:51,708人)また、地域内の65歳以上の高齢者の比率は、24.8%(H17)から27.3%(H22)に増加しており、高齢化率が高く、過疎化とともに深刻な状況となっている。

新城市のうち旧新城市を除く地域は、山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく振興山村及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく過疎地域に指定され、産業振興、就労、生活、教育、医療、防災など様々な面で都市部との連携を進める必要があるが、公共交通機関が不足することから、道路網の整備

が強く望まれるところである。

新城市は、一級河川豊川があり、流域環境に大きな影響を持つ水源地域であるとともに、その83%を森林が占め、以前は林業の盛んな地域であったが、過疎化や高齢化の進行による林業後継者不足や木材価格の低下等で、この地域の林業は衰退している。スギ・ヒノキ丸太の平均木材卸売価格は、ピークであった昭和55年度から73.1%（H25年度現在）低下しており、林業従事者数も木材価格の低下に合わせ、年々減少している状況である。

森林は、林産物の供給だけでなく、県土や自然環境の保全、水源の涵養等重要な機能を有することから、再生可能な森林資源を有効に活用する新たなしくみづくりに社会全体で取り組むことが不可欠であり、資源の循環利用、教育や体験活動、さらにはボランティア活動等の視点に立ち、森林とこれに関わる産業・地域が大きく生まれ変わることが必要である。

また、地球温暖化防止や水源の涵養など森林が有する多様な公益的機能に対する期待の高まりを背景に、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の保全、木材産業の発展と利用拡大などに取り組むことを目指して、平成21年4月に「新城市森づくり基本条例」を制定している。

しかしながら、地域の交通条件や林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域内交通ネットワークを整備して、交通のアクセスを改善し、林業の振興を図る必要がある。

人口減少・高齢化がさらに進むと、保健・医療の問題はもとより健全な地域社会の維持そのものが困難になることから、医療機関等へのアクセス改善や道路施設の老朽化対策の推進など安心して暮らせる生活環境の一層の整備を始め、林業等の既存産業の活性化や新たな産業展開につながる生活基盤の整備を進めるとともに、地域の魅力を積極的に発信し、定住人口の確保、移住促進を図っていくことが重要な課題となっている。

豊かな自然の恵みに包まれ、素人歌舞伎・田楽をはじめとする伝承芸能、「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や霊鳥仏法僧（コノハズク）の棲む山として国の名勝に指定されている鳳来寺山があり、都市住民にやすらぎとゆとりを感じさせる地域となっていることから、これらの地域資源を活用した観光の振興と交流人口の拡大による地域の活性化を図っていくことが必要である。

（3）計画の目標

豊かな自然や観光・森林資源に恵まれた地域の特性を活かし、更なる「奥三河」地域の課題の克服のために、道整備交付金を活用しながら市道、林道の一体的整備を行い、国道、県道との連携による地域内交通ネットワークの整備・充実を図る。また、間伐の促進、三河材の利用促進を図るなど関連事業を組み合わせることで、地域特性を踏まえた林業を振興する。さらに、移住促進、交流拡大に

よる地域活性化を図るため、「山の手」しんしる活性化計画」を作成し、その実現をめざす。

目標1 上下流一体による森林整備と三河材利用の促進

森林整備の促進

(間伐面積の平成25年度実施面積1,042haを、今後5年間で年1,200haの水準に引き上げる。)

《現況 1,042ha/年(H25年度)

目標 1,100ha/年(H29年度末)

目標 1,200ha/年(H31年度末)》

三河材(地元材)利用の促進

(平成24年6月策定の「新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」により、地元材の公共施設等への一層の利用促進を図る。)

(高性能林業機械を活用した木材生産システムの普及定着により、木材生産コストを軽減させ、生産の効率化と利用の促進を図る。)

《素材生産量 20,641m³/年(H25年度)

目標 22,000m³/年(H29年度末)

目標 24,000m³/年(H31年度末)》

目標2 道路交通網の整備によるアクセス改善

新城インタ - チェンジや新城市民病院へのアクセス時間の短縮

(付近集落 ~ 新城 I C ・ 新城市民病院)

《当初 0分(H26年度末) 目標 5分(H31年度末)》

[路線毎の実移動時間により]

目標3 道路施設(市道)における老朽化対策の推進

老朽化道路の修繕促進

(老朽化対策推進率 100%を目指す)

《当初 0%(H26年度末)

目標 50%(H29年度末)

目標 100%(H31年度末)》

[老朽化対策推進率(%) = 実施した修繕の施設数 / 修繕の対象施設数]

目標4 観光拠点への観光客の入込(奥三河)

観光レクリエーション施設利用者の増加

(「桜淵公園」「鳳来寺山」「茶臼山高原」等、地域内の主要施設の利用者数の拡大を目指す)

《当初 320万人(H24年)

目標 325 万人 (H29 年)
目標 330 万人 (5%増 H31 年)》

目標 5 生活環境基盤整備による定住の確保・移住促進 (奥三河)

移住人口の確保

(奥三河地域への年間移住者数の拡大を目指す)

《当初 100人 (H25年度末)

目標 110人 (H29年度末)

目標 120人 (H31年度末)》

5 地域再生を図るために行う事業

5 - 1 全体の概要

奥三河の広域的な交流・連携の向上につながる新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備促進に伴い、地域内外の交通ネットワークの形成を目指す「東三河1時間交通圏」の形成を目指すことを基本として、これら高速道路、国道や県道と一体となって地域の交通条件を高める基幹的な市道の整備を行い、林業・木材産業の振興を図る林道整備を進める。

高速道路へアクセスする一般国道151号などと繋がる市道を整備することにより、高速道路との連携を高め、アクセスの改善にも繋がり、新城インタ - チェンジをはじめ、医療機関や観光拠点への時間短縮を図る。これらにより、生活環境の向上、名古屋経済圏や静岡県・長野県を始めとする他県との連携・交流機能を強化し、新都市を含む奥三河の活性化を推進する。

新都市においては、輸入材の増加や木材価格の低迷、労務者の高齢化・担い手の減少などから、林業経営についても厳しい状況が続いており、地域の重要な基幹産業である林業の振興と活性化、林業生産、山村の生活基盤である林道網整備を計画的に推進する必要がある。そのため、林道を整備することにより、森林の整備・木材の搬出を容易にし、地域内の木材市場等へのアクセス短縮、林業、木材産業等の振興や森林整備を推進する。

また、過疎化・高齢化が著しい一方で、高速道路網の整備により、新城インタ - 周辺地区企業用地 (H29年度完成予定) への企業誘致・就業の場の確保及び地域経済の活性化にも繋がり、また生活圈・通勤圏が拡大して定住条件が向上している他、観光交流圏域の拡大も見込まれ、その効果を拡大するためには、市道の整備が必要である。

このような特性を生かした活性化を進めるため、道整備交付金を活用し、市道 (認定路線) 及び森林計画に盛り込まれた林道の整備を一体的に行うことにより、既存の国道、県道やその他の道路との広域交通ネットワークを整備・充実し、交

通アクセスの改善と林業の振興を図る。

また、広域交通ネットワークの整備と一体となって観光の振興や移住の促進を行うことで、にぎわいのある地域づくりを目指す。

さらに、三河材の利用を促進するため、新たな木材生産システムの普及や主要施設等への一層の利用を推進する。

5 - 2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5 - 3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了済または平成26年度に完了を予定している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道 道路法に規定する市道に認定済または平成26年度に認定予定。()

内は認定年月日

市道^{おしま}大島線(平成12年12月14日)、市道^{やつかほけんしゃ}八束穂県社線[工区](平成24年3月22日)、市道^{やつかほ}八束穂1号線[工区](平成27年3月23日)、市道^{やつかほ}八束穂1号線[工区](平成27年3月23日)、市道^{よしむら}吉村線[工区](昭和58年4月1日)、市道^{きたじんでんびらこまば}北神田平駒場1号線(昭和57年10月5日)、市道^{おばたよしかわ}小畑吉川線(昭和57年10月5日)、市道^{あるみばら}有海原線(昭和57年10月5日)、市道^{いしだとよしま}石田豊島線(昭和57年10月5日)、市道^{うちがねのりもと}内金乗本線[内金橋](昭和58年4月1日)、市道^{ただもちであい}只持出会線[出会橋](昭和58年4月1日)、市道^{ひとくわだ とよしま}一鍬田豊島1号線[海倉橋](平成6年10月3日)、市道^{みかわとうごうえきしおさわ}三河東郷駅塩沢線[早滝橋](昭和57年10月5日)、市道^{ながしの}長篠線[大門橋](昭和58年4月1日)、市道^{かつらだいらおおやかいつ}桂平大屋貝津線[島川橋](昭和61年3月12日)、市道^{おちあみどりがあか}落合緑が丘線[有海橋](平成18年3月31日)、市道^{いしだとよしま}石田豊島線[城南橋](昭和57年10月5日)、市道^{かもがやゆんぎ}鴨ヶ谷弓木線[新島川橋](昭和60年12月10日)、市道^{こんだいら}今平線[今平橋](昭和58年4月1日)、市道^{こうじんばむかいはま}荒神場向山線[吉祥橋](昭和57年10月5日)、市道^{のりもとながしのていしゃじょう}乗本長篠停車場線[文化橋](平成13年12月25日)、市道^{ほんじょう}本城線[本城橋](昭和57年10月5日)、市道^{しどういっちょうだかきばら}壺町田柿原線[柿原橋](昭和57年10月5日)

- ・林道 森林法による東三河地域森林計画（平成24年策定）に記載
^{わ だ た し ろ} 和田田代線（開設） ^{か み あ ら と く る ぶ ち} 上新戸黒淵線（開設） ^{が ん ぼ う} 雁峰線（改良） ^{し ん で み ち が わ ら} 神田道瓦線
 （改良・舗装）
- ・ [施設の種類及び実施主体]
 市 道（愛知県代行、新城市）
 林 道（愛知県代行、新城市）
- ・ [事業区域]
 市 道（新城市）
 林 道（新城市）
- ・ [事業期間]
 平成27年度～31年度
- ・ [整備量及び事業費]
 市町村道 8.3km、林道 14.7km
 総事業費 4,614,400千円（うち交付金 2,307,200千円）
 （内訳）市 道 3,804,400千円（うち交付金 1,902,200千円）
 林 道 810,000千円（うち交付金 405,000千円）

5 - 4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「「山の湊」しんしろ活性化計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5 - 4 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 4 - 2 複数事業と密接に関連させた効果を高める独自の取組

該当なし

5 - 4 - 3 支援措置によらない独自の取組

(1) 三河材の利用促進

内 容 三河材の利用促進を図るため、公共事業（公共施設の木造化、治山、林道事業等）、民間活力により積極的に木材を使用する。林道整備は木材搬出を促進させるものであり、木材の利用量の増加

は、森林の適切な整備の促進、更には森林の多面的機能の発揮に繋がることを期待される。(林野庁・愛知県支援事業)

実施主体 愛知県、新城市、各森林組合

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 高性能林業機械の保有促進

内 容 林道整備を実施することで、高性能林業機械の保有台数増加を促進させる。これにより、更なる施業の効率化・低コスト化が図られることが期待される。(林野庁支援事業)

実施主体 林業事業者

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 移住・定住の促進、交流人口の拡大促進

内 容 大都市圏(東京・大阪・名古屋)での移住相談会の開催や移住フェアへの出展等のプロモーション事業など、奥三河地域への移住・定住を促進するための事業を実施するとともに、スポーツやグリーンツーリズムなど都市部と奥三河地域との交流を促進する。(愛知県単独事業)

実施主体 愛知県、新城市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(4) 企業誘致に取組み、雇用の確保

内 容 高速道路へアクセスする周辺道路の整備と併せ、企業用地造成を行い、企業誘致に取組み、就業の場の確保及び地域経済の活性化を図る。(愛知県、新城市、新城市土地開発公社)

実施主体 新城市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5 - 5 計画期間

平成27年度～31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6 - 1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、県関係部局及び新城市の関係部局により構成する評価チームを設置し、毎年度、計画の事業の進捗状況を確認するとともに、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に必要な調査を行い、その状況を把握

し、達成状況の評価、改善する事項の検討を行う。

6 - 2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	基準年度	29年 (中間年度)	31年 (最終目標)
目標1 間伐面積の増加 素材生産量の増加	1,042ha/年 (H25年度) 20,641 m ³ /年 (H25年度)	1,100ha/年 22,000 m ³ /年	1,200ha/年 24,000 m ³ /年
目標2 アクセス時間の短縮 付近集落～新城 IC・病院	0分 (H26年度末)	-	5分
目標3 老朽化対策推進率	0% (H26年度末)	50%	100%
目標4 観光入込客の増加(奥三河)	320万人 (H24年)	325万人	330万人
目標5 移住人口の増加(奥三河)	100人 (H25年度末)	110人	120人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
間伐面積の増加	愛知県林業統計書により
素材生産量の増加	愛知県林産物生産流通動態調査により
アクセス改善	路線毎の実移動時間により
老朽化対策推進率	老朽化対策実施数により
観光入込客の増加	愛知県観光レクリエーション利用者統計により
移住人口の増加	三河山間地域への移住実績調査により

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

- 1．事業の進捗状況
- 2．総合的な評価や今後の方針

6 - 3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(新城市土木課・森林課のホームページ)により公表する。

6 - 4 その他

該当なし

- 7 構造改革特別区域計画に関する事項
該当なし

- 8 中心市街地活性化基本計画に関する事項
該当なし

- 9 産業集積形成等基本計画に関する事項
該当なし

添付資料の一覧（目次）

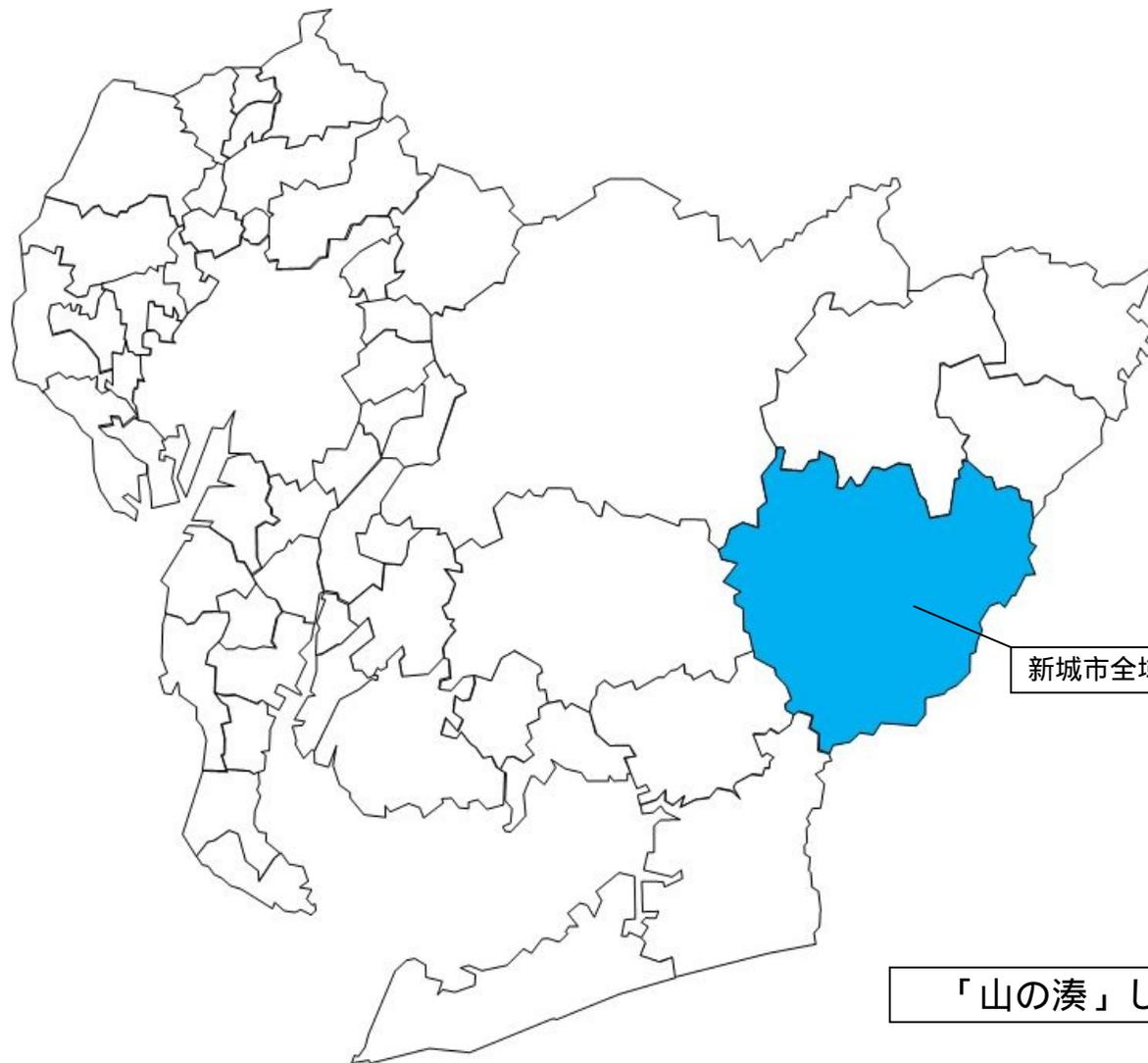
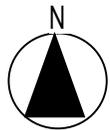
（１）区域の図面

（２）整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

（３）地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

(1) 区域の図面

計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

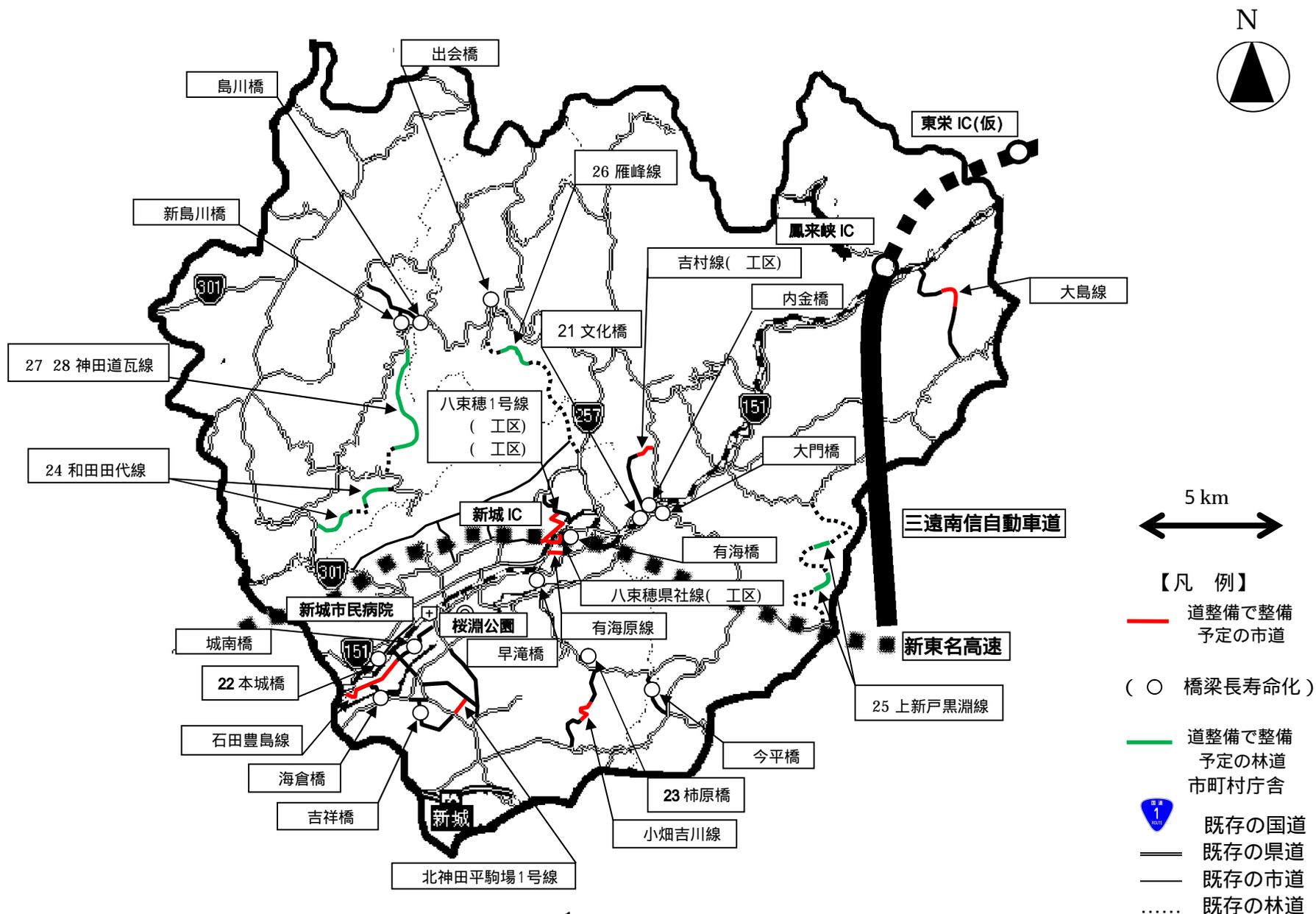


愛知県

「山の湊」しんしろ活性化計画

「山の湊」しんしろ活性化計画（【道整備交付金】計画作成主体：愛知県、新城市、計画期間：平成27～31年度）

・整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面



(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

		H27	H28	H29	H30	H31	H32 ~	
支援措置	道整備交付金 (A3001)	市道内金乗本線 市道只持出合線						
		市道吉村線(工区)、市道長篠線						
		市道桂平大屋貝津線						
		市道大島線、市道八束穂県社線(工区)、市道八束穂1号線(工区)、市道八束穂1号線(工区) 市道有海原線、市道三河東郷駅塩沢線						
		市道石田豊島線(城南橋)、市道今平線、市道壺町田柿原線						
		市道小畑吉川線、市道石田豊島線						
		市道北神田平駒場1号線、市道落合緑が丘線、市道鴨ヶ谷弓木線 市道荒神場向山線、市道本城線、市道乗本長篠停車場線						
		市道一畷田豊島1号線						
		林道和田代線、林道神田道瓦線(改良)、林道神田道瓦線(舗装)						
		林道上新戸黒淵線、林道雁峰線						

「山の
湊」しん
しろの活
性化

(3) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

		H27	H28	H29	H30	H31	H32 ~
関連事業	三河材の利用促進	三河材の利用促進を図るため、公共事業、民間活力により積極的に木材を使用する。					
	高性能林業機械の保有促進	施業の効率化、低コスト化を図るため、高機能林業機械の保有を促進する。					
	移住・定住の促進、交流人口の拡大促進	移住・定住促進、都市部との交流促進を図るため、プロモーション事業等を実施する。					
	企業誘致に取組み、雇用の確保	就業の場の確保と地域経済の活性化を図るため、企業用地を造成する。					

(工程表の説明)

平成 27 年度～31 年度、市道八束穂県社線（ 工区 ）はじめ 8.3km を整備し、大型車両通行可能区間を拡大することにより、新城インタ - チェンジ・医療機関へのアクセス改善による住民生活の利便性及び林業・観光産業の振興を図る。また、林道 13.2km の整備を進め、林産物の流通経費の削減、林業、木材産業の振興を図る。

上記の施策をより効果的にするため、平成 27 年度～31 年度、高速道路へアクセスする市町村道の整備とあわせて、企業用地の造成を行い、就業の場を確保するとともに、大都市圏でのプロモーション活動を行い、都市部からの移住拡大を図る。さらに、林道の整備とあわせて、高性能機械の保有促進による効率化、低コスト化や三河材の利用促進を図ることにより、林業の振興を図る。